交通機関 (バス) が爆破されることにおける避難実施要領の様式

		避難実加	施要領パターン	
				埼玉県美里町長
			Ī	元号○○年□□月△△日 現在
1.	警報の内容			
	現状		された。 (または爆発物が発見され	
	予測		乗客の救護が最優先で必要 対策、爆破物処理、火災対応 道路の通行に支障が生じる。	となるほか、爆破付近の安全 (消防)が並行して行われ、
	住民への周知	(内 容)	付近からの避難、立入禁止措	置
		(方 法)	事態の規模に応じてエリアメーバ 防災みさと、防災無線登録制メー	
	気象状況	(天 候) (気 温)	○○ □□度	
		(注意報) (警 報)	なし	
2.	都道府県知事による避難の	指示(国民保護法第	5 4 条関係)	
	要避難地域		_	
	避難先地域		_	
	関係機関が講ずべき措置	(消防署・本部)	_	
		(消防団)	_	
		(警察署)	_	
		(自衛隊)	_	
		(その他)	_	
	いけせかーントー ケーエー		_	
	避難方法・行動		_	
	県発信先	(部 署) (連絡先)	_	

3.	避難の方法に関する事項	(国民保護法第61条第	第2項第1号	
	要避難地域	(大 字)	00	
		(行政区)		
	要配慮者利用施設の (有の場合、施設名を記力	有無		
	避難先地域	(大字)	00	
	※町外の場合は大字と 行政区の表記を削る	(行政区)		
	一時集合場所		_	
	集合方法		_	
	集合時間		_	
	避難経路		爆破・延焼拡大が懸念される 箇所を避ける	
	避難手段		徒歩、自家用車	
	避難開始日時		適宜	
4.	避難の実施に関し必要な事	耳項(国民保護法第6	1 条第 2 項第 3 号)	
	避難施設	(名 称)	00	
		(住 所) (連絡先)		
	避難時の準備等	(携行品)	00	
		(服 装)	動きやすく、体温調整しやすい 季節に応じて調整 天候に応じて雨具類	ハもの
		(その他)	日頃から、ハザードマップ「A やどのような避難場所があるのか	*さと防災」で、町内の危険箇所 *把握しておく。
	注意事項		運行状況等の周知や付近の第 家屋に隣接した箇所では建り、延焼拡大防止が必要となる。	物火災につながる恐れがあ
			○○地内	
	立入禁止、通行止め箇所等	<u>;</u>	大字□□先 △△付近	

5.	避難住民の誘導に関する事項(国民保護法第61	. 条第2項2号)
	避難誘導の方法	延焼拡大が懸念される箇所や爆破・飛散範囲内を立入禁止、交通規制し、別添経路で行う。
		適宜、警察、消防団に依頼。
	職員の配置 (場 所)	大字○○先 東西南北 □□ k m(m)延長上で、随所
	(人 数)	○○mごとに1人
	(判 別)	現地人員等、住民への対応となる職員は、避難実施にあたって 配置した職員であることが判別できるよう、身分が確認できるプレートを貼付したビブスを着用する。
	職員への連絡・指示方法	携帯電話、デジタル簡易無線機、トランシーバー
	要配慮者利用施設への対応	
6.	住民の行動(基本的な避難行動)	
	爆破前	
		ない。運転中に下車することは危険なので、停車後、乗務員 軍できる状態になるまでは爆破物から離れた場所に留まる。 泉上を避けて避難する。
	爆破後	
	乗務員の指示に従って下車し、速やかに避難す 車両付近にいる人は、バスの交通経路の延長総	
7.	緊急時の連絡先・担当	
	美里町国民保護対策本部 (主管課) (電 話)	総務課 0495-76-1115
8.	関係機関の意見等(状況や必要に応じた聴取先す	であり、全てに聴取ではない)
	児玉郡市広域消防本部 美里分署 電 話:0495-76-1119	避難誘導の依頼をする。 ただし、負傷者の対応・危険排除・火災対応・化学薬品 処理等、消防救急業務が優先される。
	児玉郡市広域消防本部(代表・総務課) 電 話:0495-24-0119	避難誘導の依頼をする。 ただし、負傷者の対応・危険排除・火災対応・化学薬品 処理等、消防救急業務が優先される。
	美里町消防団(団長・副団長) 電 話: :	避難誘導の依頼をする。 並行して消防支援となる。
	児玉警察署 東児玉駐在所 電 話:0495-76-1178	避難誘導・交通規制を依頼する。
		

児玉警察署 大沢駐在所 電 話:0495-76-0442	避難誘導・交通規制を依頼する。
児玉警察署 電 話:0495-72-0110	避難誘導・交通規制を依頼する。
自衛隊埼玉地方協力本部(総務課) 電 話:048-831-6043	以下、組織含め、各状況に応じた依頼。
埼玉県危機管理防災部 危機管理課 電 話:048-830-8131 時間外:048-830-8111	
以下、その他 武蔵観光 (バス運行会社)	

^{※1~8}の各項目について、明らかでない事項や当該避難実施において重要ではないと判断される事項については省略し、記入できる範囲のもので実施要領を迅速に作成する。 また、必要に応じて添付図等を活用し、本文記入に代えること。